



直方市賑わいづくり事業費補助金

直方市は、民間活力による中心拠点の賑わいづくりを促進することを目的として、賑わいづくり事業を実施する団体等に対し事業の費用を補助しています。

※賑わいづくり事業とは、自ら企画・実施する公益的なものであって、その効果が中心拠点の賑わいづくりに資する事業をいいます。



補助対象経費

報酬・報償費・需用費・役務費・委託料・工事請負費・広告宣伝費

※消費税は対象経費に含みません

補助金額

補助対象経費の1/2または補助上限額のいずれか低い額

補助上限額

30万円

補助対象者

- 商店街組織または複数の市民で構成される団体
- 複数年にわたって継続的に活動する見込みがあり、組織体制及び運営についての定款又は規約を有していること

補助対象事業

- 集客イベント事業
- 商店街等活性化を目的とした指導者、後継者、ボランティア等を育成又は活用する事業
- 空き店舗解消に資する事業・来街者の安全性の向上に資する事業

注意事項

- 必要な書類が全て揃っていない場合は申請書を受理できません。
- 予算の上限に達した場合は、年度途中であっても受付を停止します。

上記は要綱から一部抜粋した事項です。その他の条件や必要書類については必ず要綱をご自身で確認したうえで申請書を提出してください。

申請の流れ

申請者の手続き

市役所の手続き

START

申請書の提出



※申請書を持参する場合は、書類の確認に時間を要するので事前にお電話で予約してからお越しください。

※申請書受理日から交付決定日まで審査に約2週間かかります。

交付決定通知書発出

補助対象事業着手



※交付決定通知書が発出された後に事業着手ができます。途中で変更が生じる場合は必ず事前に相談をしてください。申請内容の変更手続きが必要になる場合があります。

実績報告書の提出

※実績報告書には支払いを証明する書類（領収書など）が必要です

報告書の審査

交付額確定通知書発出

請求書の提出

補助金の支払い

GOAL

※全ての手続きが終わった後に補助金をお支払いします。

【問い合わせ先】

直方市 産業建設部 商工観光課 商業観光係
〒822-8501 直方市殿町7番1号 5階 54番窓口

TEL0949-25-2156 E-mail n-shoko@city.nogata.lg.jp

市HPはこちら→

